

(補論) 近代下北における国有林経営

筑波大学大学院 生命環境科学研究科 院生 中村晃子

1. はじめに

本報告の目的は、明治～昭和 20 年（1945）までの近代青森県下北地方における国有林経営の展開を明らかにすることである。明治政府は明治 33 年（1900）、国有林経営の目的を国家および地域の需要に適した木材を生産すること、特に民業では困難な大径材の生産と規定した。また明治 32 年（1899）、国有林経営計画の目的を森林の保続と定めた。従って、国有林は明治における成立の当初から、その経営に木材生産と森林保続の両立を要求された。



写真 1 経営計画書の例（「編成案田名部事業区施業案説明書」）

研究方法は、東北森林管理局青森事務所に所蔵される、施業案説明書を主な分析対象とした。施業案説明書とは戦前における国有林の経営計画の説明書である。

2. 国有林経営の課題

明治 41 年（1908）「編成案川内事業区施業案説明書」は、青森大林区署（後の青森営林局）が下北地方における施業案編成事業の開始と共に作成した最古の施業案説明書である。ここでは、以下の 3 点が経営の主要な課題として示された。

①ヒバー斉林の造成と広葉樹の開発

下北地方では近世より、盛岡藩の重要特産物としてヒバが江戸や北陸に出荷されていた。そのため、明治現在の林況は当地方全体にわたりヒバが抜き伐りされ、広葉樹の老大木が茂っていた。即ち、樹種の錯雑したヒバと広葉樹の混淆林で、かつ樹齢も多様な複層林型が主であった。従って、広葉樹の伐採を進めてヒバの稚壮齢樹の更新を促し、津軽半島のようなヒバー斉林を造成することが目指された。

②地元の林業労働者不足の改善

北海道・樺太における漁業の発達などを原因として、下北地方の人々はこれら地域へ多く漁業出稼ぎに出た。そのため、各小林区署（後の営林署）は漁業などと労働市場で競合し、地元で国有林事業に従事する労働者を確保しなければならなかった。

③木材運搬路・交通路の改良

円滑な経営には木材運搬路・交通路の拡充が必要不可欠であり、森林鉄道や軌道、牛馬道などの林道網の開削が進められた。

3. 国有林経営の展開

(1) 大正元年（1912）「下北半島各事業区検訂施業案方針通説」

下北地方において主に薪炭材の需要が著しく増加したため、前案の変更を余儀なくされた青森大林区署が作成した施業案説明書である。薪炭材需要増加の背景には、大湊におけ

る海軍機関の設置と、全国的な鉄道網の整備があったと考えられる。

当計画により、更新樹種は適地適木の原則に則りスギ・ヒノキから当地方で確実な更新を期待できるヒバ優先へと転換した。また、前案の択伐作業、皆伐作業から前更作業、皆伐作業へと作業法も変化し、ヒバ用材と薪炭材の両方を積極的に伐採する方針がとられた。

(2) 大正2年(1913)「編成案田名部事業区施業案説明書」

施業の集約化を図り新たに田名部事業区が設定されたことに基づいて編成された施業案についての説明書ある。

(3) 大正12年(1923)「第一次検訂田名部事業区施業案説明書」

(2)から10年後に編成された定期検訂による施業案説明書である。大正期は下北地方において大湊鉄道の敷設や多くの会社の設立がみられるなど、経済活動の活発な時代であった。しかし、当計画では前案との変化はない。青森大林区署が、地元部落における木材需要の補完を意図しつつも、森林経営の長期的な視野をもって経営計画を編成していたことが分かる。

(4) 昭和4年(1929)「第二次検訂田名部事業区施業案説明書」

当計画は、青森営林局技師松川恭佐の森林構成群を基礎とするヒバ天然林の施業法に基づいて編成された。これは、全国的な択伐天然更新作業の施業応用の拡大と一致した動きである。松川は、下北地方の植相を図1の如きヒバ・広葉樹混交林かつ複層林型と想定し、ヒバ・広葉樹択伐高林作業を施業法の中心に据えた。このようにヒバ単層林の造成からヒバ・広葉樹混交林の維持へと施業方針が転換したのは、それが下北地方の自然環境に適したためであった。しかし他方で、地元部落において薪炭材の需要が増したことから大正期以降広葉樹の伐採が進行し、要伐出材として広葉樹が重視されるに至ったことも一因であると考えられる。

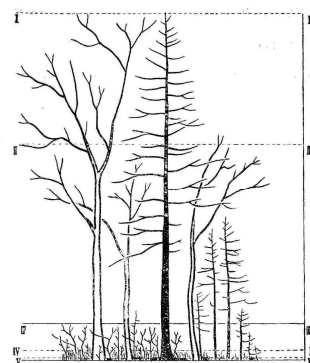


図1 ヒバ天然林の植物相
出典：青森営林局発行(1935)
『森林構成群ヲ基礎トスル
ひば天然林の施業法』p.11

(5) 昭和11年(1936)「第三次検訂田名部事業区施業案説明書」

(4)の計画を受け継ぎ、更に精密な森林調査に基づいて編成された。

(6) 昭和16年(1941)「臨時植伐案説明書」

当計画は第2次世界大戦下において立案された臨時増伐計画である。需要の補完のみを目的とし、ヒバ林のスギへの更改や禁伐林の伐採など、従前の経営とは異なる方針がとられた。

4. おわりに

近代下北地方における国有林経営は、明治における成立の当初から木材生産と森林保続の両立を目指して進められた。各時代における経営計画の実行によって施業の集約化をはかり木材生産を円滑にする一方で、長期的視野に基づく計画編成によって森林保続を図ったのである。この両立について、近代最も実現に近づいたのが松川の天然林施業法であった。当施業法は、下北地方の自然環境に適していただけでなく、大正期以降地元部落において需要増が著しかった広葉樹の伐採を促進した意味で、地元の産業にも適合的であった。